

指標 15.8.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合

ターゲット 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

定義及び根拠

○ 定義

外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合

○ 概念

外来種とは意図的又は偶発的に人為によって本来の生息地外から導入された生物のことを指し、定着することで在来の生態系に悪影響を及ぼすものは「侵略的外来種」と言われている（Convention on Biological Diversity 2016）。外来種は、意図的もしくは偶発的に導入される場合がある。侵略的外来種の影響のメカニズムには、他の在来種との競争、捕食、交配、病気の伝染、寄生、食害、踏みつけ等が含まれ、これらの影響により、生物多様性の喪失、生息地の劣化、そして生態系サービスの喪失が生じる。

○ 根拠及び解釈

国内法、政策、国内戦略および行動が効果的であるほど、侵略的外来種の防除に寄与するため。

データソース及び収集方法

○日本の外来種対策

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

○環境省ホームページ 平成 30 年度環境省予算当初各目明細
http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/kakumoku_1.html

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金を計上しているかどうか。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）

データ提供府省

環境省

関連政策府省

環境省
農林水産省

担当国際機関

国際自然保護連合（IUCN）